“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託　仕様書

１　委 託 名

“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託

２　委託期間

契約締結の翌日から平成３０年３月３０日（金）まで

３　適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託」を受託したもの（以下、「受注者」という。）が順守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

４　調査概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

５　業務の指示及び監督

- 受注者は、本業務の実施にあたり、当該契約に基づき発注者と密接な連絡を取り、その指示に従わなければはらない。
- 受注者は、本仕様書の解釈に疑義が生じたとき、並びに仕様書に明記されていない事項について判断が必要なときは、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

６　業務の趣旨・目的

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においてはこれまで安定的に人口増加してきたものの、２０２０年以降人口減少に転じると予測されている。また、県内においても既に多くの自治体が人口減少傾向にあり、現在増加傾向にある自治体においても今後人口減少に転じることが予測されている。

定住人口の減少による経済活動の縮小が予想され、「地方創生」が最重要課題とされるなか、経済波及効果や雇用創出力を持つ「観光」が地域活性化に寄与すると期待されている。本市は平成27年度に策定した総合戦略において人口減少・少子超高齢社会に果敢に挑戦し「交流」と「共創」による自立した圏域を創り出す「”ちば”共創都市圏」の確立を目指しており、「観光」についても市原市など都市圏を構成する周辺の自治体の観光経済上の課題を共有し、観光交流人口増に向けての共同 PR により、スケールメリットを獲得すること、互いの強み弱みを補う補完体制を整え、新たな観光の魅力創出を実施することを目指している。本市においては、海岸部に位置する

コンベンション施設や商業施設等により観光誘客を進めてきたが、内陸部に豊かな自然や、体験・交流型の観光資源を有するなど、いわゆる「グリーンツーリズム」による観光誘客・地域活性化の可能性を秘めている。また、隣接する市原市においては市南部に養老渓谷などの観光資源を有しており、連携して取り組むことで「グリーンツーリズム」による更なる観光誘客が可能となる。

しかしながら、グリーンツーリズムを目的として千葉県を訪れる観光客のうち、多くが九十九里、南房総地域を訪れている。千葉市・市原市は都心や成田・羽田両空港へのアクセスが容易であるなど高い交通利便性を誇るものの、観光客の「通過点」となる傾向にある。

本業務は、「千葉市・市原市を通過点にさせない」取組として、2市の連携によるグリーンツーリズムの推進により効果的な集客を図るための顧客ターゲット層や地域のコンセプトの検討にあたって必要なデータの収集・分析、当該分野の専門家による助言・指導を得ることを目的として実施するものである。

7　業務内容

受注者の有するリサーチの専門性を活かし、千葉市・市原市におけるグリーンツーリズム推進に関する調査にかかる手法・設問設定・集計方法等の企画、調査の実施、調査結果を基とした分析及び分析報告書の作成を行う。

(1) 業務実施計画書の作成

受注者は、契約締結の日の翌日から14日以内に、本仕様書及び受注者が作成した企画提案書に基づき業務実施計画書（案）を作成し発注者に提出すること。

(2) 千葉市・市原市におけるグリーンツーリズムの推進のために必要なデータの収集

グリーンツーリズムをより効果的に推進するための戦略、コンセプト設定、プロモーション手法の決定、ＫＰＩ設定に必要なデータを収集するための調査を行う。詳細な調査の手法・設問設定・集計方法等については提案事項とする。ただし、下記事項は必須とする。

①　観光実態調査

（ア）　延べ宿泊数

（イ）　旅行消費額

（ウ）　来訪者満足度

（エ）　リピーター率

（オ）　ＷＥＢサイト（市ホームページ、観光協会ホームページ）のアクセス状況

（カ）　その他必要な項目（提案事項）

②　消費者調査

首都圏居住者を対象に、千葉市、市原市やグリーンツーリズムに対する印象や観光イメージ等についての基礎データ及び、訴求可能なコンセプトに関するデータを得ること。手法や収集するデータは提案事項とする。

(3)　(2)で収集したデータの集計・分析及び報告書の作成

受注者は、調査結果を集計し、観光資源のポジショニング等分析を行ったうえで報告書を作成すること。なお、集計方法の詳細については発注者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 収集したデータや分析結果に基づき、千葉市で検討しているターゲット、コンセプト、プロモーション手法、ＫＰＩ設定にあたっての助言・指導

8　業務を進めるうえでの留意事項

・　本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を順守すること。
・　採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
・　受注者は、本業務の実施にあたり、段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査・分析等について、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出することとする。

9　発注者が提供（貸与）できるデータ等

分析にあたり必要なデータで、千葉市が保有しており提供可能なものについては提供する。

１０　成果物

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 成果物の提出先

千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課

(2) 本業務の提出成果物

（ア）報告書　　５部
（イ）報告書概要版　　５部
（ウ）各報告書の電子データと調査データを収めたＣＤ－ＲＯＭ

１１　委託料の支払い

(1) 完了後一括払いとする。
(2) 受注者は、業務を完了したときは、完了報告書等を提出し、発注者が行う業務の検査を受けるものとする。
(3) 受注者はこの報告があったときは、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を完了する。
(4) 受注者は発注者の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。発注者は、支払請求を受けた日から３０日以内に受注者に対し委託料を支払う。

１２　権利関係

(1) 本業務における成果物の取り扱い

① 本業務の実施に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

② 成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８条）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

① 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

② 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合はその限りではない。

１３　個人情報等の保護

受注者は､業務の遂行にあたり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、完全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本委託において知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報の取り扱いについても、千葉市個人情報保護条例（平成１７年３月２２日条例第５号）及び関係法令を順守し、適切に保護すること。

１４　受注者および業務従事者の責任

受注者及び業務従事者が、業務の実施につき市または第三者に及びした損害（天変地異およびその他受注者の責に帰することのできない事由によるものを除く）については、受注者がその責を負う。

１５　その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。

(2) 提案募集への応募に係る諸経費は採否にかかわらず総じて応募者側の負担とする。

(3) 人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、印刷製本費、契約費用等、業務の実施のために負担する受注者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

(4) 業務の実施にあたっては、市および各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。

(5) 事業計画等に、重要な変更が生じる場合には、事前に市と協議を行うこと。

(6) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに市に報告すること。

(7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については関係者において協議し、決定する。